

0歳から未就学まで使える!小学生の病児・病後児にも使える!

ベビーシッター利用料助成制度

小学生の病児・病後児利用の上限時間を144時間(多胎児288時間)に拡大!

対象者	児童と同居し、文京区に住所を有する、以下のいずれかの保護者(保育認定不問) ●日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方 (保護者の残業や病気、自己実現、学校行事など、幅広い理由が対象) ●ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方 (保護者と一緒にベビーシッターが共同で保育をする場合が対象)
対象期間	令和7年4月1日(火)~令和8年3月31日(火)利用分
対象児童	0歳~6歳の未就学児 及び 小学校1~6年生の病児・病後児
助成上限時間	児童1人につき年度あたり144時間(多胎児の場合は児童1人につき288時間)
助成上限金額	7時~22時 1時間 2,500円(22時~翌7時 1時間 3,500円)
対象利用料	保育サービス利用料(税込) ※入会金、会費、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料等の費用は助成対象外 ※クーポンや福利厚生等を利用した場合は、その額を差し引いたあとの料金が助成対象
対象事業者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)認定事業者  【事業者一覧はこちら】
保育基準	児童1人に対しベビーシッター1人による保育であること (東京都の基準により定められています。) ※ベビーシッターが1人であっても、以下(1)又は(2)の場合は助成対象 (1) 保護者がベビーシッターと共同で保育を行う場合 (2) 小学生(複数でも可)の病児・病後児利用について助成を希望する場合 ※未就学児の助成については、未就学児と同数のベビーシッターが配置されていれば、小学生以上の兄弟が同時に保育を受ける場合も助成対象
その他の制度の紹介	○入会金や交通費等の助成(子育て支援事業利用料等助成制度) 前年度の非課税世帯や生活保護を受けている世帯対象。 本制度の利用に係る入会金・年会費・交通費・キャンセル料の一部を助成します。 ○家事・育児のサポート (おうち家事・育児サポート事業/ふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成制度) 0歳~2歳を養育する家庭対象。保護者在宅時の家事・育児サポートについて、一定の負担でご利用いただけます。利用料の一部を助成します。

利用の流れ

(1)事業者との契約
対象事業者から利用したい事業者を選び、直接契約を結んでください。 その際「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を必ず伝えてください。 要件証明書が発行可能なシッターに依頼した場合のみ、助成対象となります。 ※要件証明書は、従事したベビーシッターが本事業の要件を満たすことを確認するものです。
(2)ベビーシッターの利用・支払い
ベビーシッターを利用し、料金を支払ってください。 事業者から「②領収書」と「③利用明細書」「④要件証明書(利用日以前の発行日)」の交付を受けてください。
(3)申請
申請書類を揃え、受付締切日(必着)までに、児童ごとに、 <u>オンライン申請又は下記郵送先にご郵送</u> ください。
(4)交付決定
審査後、助成が適当と認めた場合は「交付決定通知書*1」を送付し、指定された口座に振り込みます。

*1 交付決定通知書には交付額と振込予定日を記載しています。

審査内容についてご不明な点は、株式会社広済堂ネクスト(文京区委託事業者)にお問い合わせください。

申請書類

すべての方が必要な書類		
① 申請書	文京区ベビーシッター利用料助成金交付申請書兼口座振替依頼書	区様式*2
② 領収書		事業者発行 (コピー可)
③ 利用明細書	利用した児童の氏名・利用日・利用時間・利用料の内訳・保育を提供したベビーシッターの氏名等が分かるもの	
④ 要件証明書	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助事業ベビーシッター要件証明書	
該当者のみが必要な書類		
⑤ 委任状	【申請者以外の口座を指定する場合】 押印の上、原本を郵送で提出(オンライン申請不可)	区様式*2

*2 区様式は区 HP からダウンロードできます(オンライン申請の場合、申込フォームの記載事項に内容が含まれているためダウンロード不要。)

スケジュール

※受付締切日は必着です。

申請開始時期は、区 HP でご確認を！

利用月	申請受付締切日(必着)	不足書類提出締切日(必着)*3	入金時期
令和7年 4～6月	令和7年 7月31日(木)	令和7年 8月29日(金)	令和7年 8～10月
令和7年 7～9月	令和7年 10月31日(金)	令和7年 11月28日(金)	令和7年 11月～8年1月
令和7年 10～12月	令和8年 1月30日(金)	令和8年 2月27日(金)	令和8年 2～4月
令和8年 1～3月	<u>令和8年 4月10日(金)</u>	令和8年 5月7日(木)	令和8年 4～5月

*3 申請受付締切日までに申請された場合は、不足書類提出締切日まで不足書類の追加提出を受け付けます。

⚠申請受付締切日にご注意ください！

令和8年1～3月利用分の申請受付締切日は、令和8年4月10日(金曜日)です。

その他の期間(4～6月、7～9月、10～12月分)の受付期限である月末の開庁日とは異なりますのでご注意ください。

令和7年4月1日から郵送先・連絡先が以下に変更になります！

オンライン申請は区 HP から！

【郵送先】株式会社広済堂ネクスト(文京区委託事業者) ☎050-3507-8293(平日 8:30～17:00)
〒330-9890 日本郵便株式会社 さいたま新都心郵便局 私書箱 150 号
文京区ベビーシッター事業受付事務局

【問合せ】子育て支援事業コールセンター ☎03-5803-1288(平日 8:30～17:00)

【事業担当】文京区 子ども家庭部 子育て支援課 子ども施策推進担当



区ホームページ